

# 離島等供給特例承認について

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

東北電力ネットワーク株式会社



## 離島等供給約款以外の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年3月14日届出。以下「低圧離島約款」といいます。ただし、当該低圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）または離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕（2026年3月5日届出。以下「高圧・特別高圧離島約款」といいます。ただし、当該高圧・特別高圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2026年4月1日から2026年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧離島約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、その月の翌月の初日といたします。

### 3 燃料費調整

低圧離島約款の燃料費調整とは、低圧離島約款15（定額電灯）(4)もしくは低圧離島約款20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、低圧離島約款16（従量電灯）(1)ニ、低圧離島約款19（臨時電灯）(1)ハ、低圧離島約款24（臨時電力）(3)イもしくは低圧離島約款25（農事用電力）(2)ハによって算定された金額、低圧離島約款26（深夜電力）(1)ホにおける1契約についての金額、または低圧離島約款16（従量電灯）(2)ニもしくは(3)ホ、低圧離島約款17（時間帯別電灯）(1)ホもしくは(2)ホ、低圧離島約款18（季節別高負荷率電灯）(4)、低圧離島約款19（臨時電灯）(2)ハもしくは(3)ロ、低圧離島約款20（公衆街路灯）(2)ニ、低圧離島約款21（低圧高稼動契約）(5)、低圧離島約款22（低圧電力）(5)、低圧離島約款23（低圧季節別時間帯別電力）(4)、低圧離島約款24（臨時電力）(3)ロ、低圧離島約款25（農事用電力）(1)ハ、低圧離島約款26（深

夜電力) (2)ニ, 低圧離島約款27 (融雪用電力) (1)へもしくは(2)ニ, 低圧離島約款附則4 (深夜電力Cのお客さまについての特別措置) (4), 低圧離島約款附則5 (時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置) (5)もしくは低圧離島約款附則6 (ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5)の電力量料金において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

高圧・特別高圧離島約款の燃料費調整とは, 高圧・特別高圧離島約款別表3 (燃料費等調整) (1)にもとづき燃料費調整額, 市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料 金

低圧離島約款において, 2 (適用期間) に定める適用期間における, 低圧離島約款 15 (定額電灯) (4)もしくは低圧離島約款 20 (公衆街路灯) (1)口の電灯料金もしくは小型機器料金, 低圧離島約款 16 (従量電灯) (1)ニ, 低圧離島約款 19 (臨時電灯) (1)ハ, 低圧離島約款 24 (臨時電力) (3)イもしくは低圧離島約款 25 (農事用電力) (2)ハによって算定された金額, 低圧離島約款 26 (深夜電力) (1)ホにおける1契約についての金額, または低圧離島約款 16 (従量電灯) (2)ニもしくは(3)ホ, 低圧離島約款 17 (時間帯別電灯) (1)ホもしくは(2)ホ, 低圧離島約款 18 (季節別高負荷率電灯) (4), 低圧離島約款 19 (臨時電灯) (2)ハもしくは(3)ロ, 低圧離島約款 20 (公衆街路灯) (2)ニ, 低圧離島約款 21 (低圧高稼動契約) (5), 低圧離島約款 22 (低圧電力) (5), 低圧離島約款 23 (低圧季節別時間帯別電力) (4), 低圧離島約款 24 (臨時電力) (3)ロ, 低圧離島約款 25 (農事用電力) (1)ハ, 低圧離島約款 26 (深夜電力) (2)ニ, 低圧離島約款 27 (融雪用電力) (1)へもしくは(2)ニ, 低圧離島約款附則4 (深夜電力Cのお客さまについての特別措置) (4), 低圧離島約款附則5 (時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置) (5)もしくは低圧離島約款附則6 (ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5)の電力量料金は, 低圧離島約款に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(イ) a, b または c により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(イ) d により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### 5 燃料費等調整

高圧・特別高圧離島約款において, 2 (適用期間) に定める適用期間における燃料費等調整額は, 高圧・特別高圧離島約款別表3 (燃料費等調整) (2)に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(ロ) a, b または c により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(ロ) d により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 6 そ の 他

その他の事項については、低圧離島約款または高圧・特別高圧離島約款に定めるところによるものといたします。



# 附 則



## 附 則

### 1 本供給条件の実施期日

本供給条件は2026年4月1日から実施し、本供給条件実施の際現に離島等供給約款以外の供給条件（令和7年12月16日付け20251205資第6号。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用いたします。

なお、本供給条件の実施にともない、旧供給条件は将来に向かって失効いたします。



## 別表（燃料費調整）



## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

#### イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

#### ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0202$$

$$\beta = 0.2699$$

$$\gamma = 0.8714$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

#### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### a 低圧で供給を受ける場合

(a) 低圧離島約款 15（定額電灯）、低圧離島約款 16（従量電灯）、低圧離島約款 19（臨時電灯）、低圧離島約款 20（公衆街路灯）、低圧離島約款 22（低圧電力）、低圧離島約款 24（臨時電力）または低圧離島約款 25（農事用電力）の

場合

i 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

ii 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、125,300 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

iii 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 125,300 円を上回る場合  
平均燃料価格は、125,300 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (125,300\text{円} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(b) (a)以外の場合

i 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

ii 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

b 高圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (39,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 39,300\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(p) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間                      | 基準燃料費調整単価適用期間                      |
|---------------------------------|------------------------------------|
| 2025年11月1日から<br>2026年1月31日までの期間 | 2026年4月1日から<br>2026年4月の検針日の前日までの期間 |

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。
- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- d 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 低圧で供給を受ける場合
- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合
- $$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円の場合
- $$\text{燃料費調整単価} = e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
- $$\text{燃料費調整単価} = e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$
- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
- $$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - e \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$
- e 特別措置の燃料費調整単価
- (a) 定額制供給の場合
- i 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

|                  |                                     | 2026年4月1日から<br>2026年4月の検針日の前日までの期間 |
|------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| 電<br>灯           | 10ワットまでの1灯につき                       | 5円83銭                              |
|                  | 10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき               | 11円65銭                             |
|                  | 20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき               | 23円30銭                             |
|                  | 40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき               | 34円96銭                             |
|                  | 60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき              | 58円26銭                             |
|                  | 100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに          | 58円26銭                             |
| 小<br>型<br>機<br>器 | 50ボルトアンペアまでの1機器につき                  | 17円40銭                             |
|                  | 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき     | 34円80銭                             |
|                  | 100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに | 34円80銭                             |

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

|   | 2026年4月1日から<br>2026年4月の検針日の前日までの期間 |
|---|------------------------------------|
| 総容量が50ボルトアンペアまでの場合                              | 0円47銭                              |
| 総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合                 | 0円94銭                              |
| 総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに | 0円94銭                              |
| 総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合                | 9円39銭                              |
| 総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに | 9円39銭                              |

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

|                 |                                    |
|-----------------|------------------------------------|
|                 | 2026年4月1日から<br>2026年4月の検針日の前日までの期間 |
| 契約電力1キロワット1日につき | 9円87銭                              |

iv 農事用電力 B（育苗温床用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

|                 |                                    |
|-----------------|------------------------------------|
|                 | 2026年4月1日から<br>2026年4月の検針日の前日までの期間 |
| 契約電力1キロワット1日につき | 17円76銭                             |

v 深夜電力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
|        | 2026年4月1日から<br>2026年4月の検針日の前日までの期間 |
| 1契約につき | 150円00銭                            |

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
|            | 2026年4月1日から<br>2026年4月の検針日の前日までの期間 |
| 1キロワット時につき | 1円50銭                              |

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円の場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
|            | 2026年4月1日から<br>2026年4月の検針日の前日までの期間 |
| 1キロワット時につき | 0円80銭                              |

### (3) 燃料費調整額

#### イ 定額制供給の場合

##### (イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

##### (ロ) 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

#### ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

|                  |                                     |         |
|------------------|-------------------------------------|---------|
| 電<br>灯           | 10ワットまでの1灯につき                       | 76銭5厘   |
|                  | 10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき               | 1円52銭9厘 |
|                  | 20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき               | 3円05銭9厘 |
|                  | 40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき               | 4円58銭8厘 |
|                  | 60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき              | 7円64銭7厘 |
|                  | 100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに          | 7円64銭7厘 |
| 小<br>型<br>機<br>器 | 50ボルトアンペアまでの1機器につき                  | 2円28銭5厘 |
|                  | 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき     | 4円56銭8厘 |
|                  | 100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに | 4円56銭8厘 |

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

|   |         |
|---|---------|
| 総容量が50ボルトアンペアまでの場合                              | 6銭2厘    |
| 総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合                 | 12銭3厘   |
| 総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに | 12銭3厘   |
| 総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合                | 1円23銭3厘 |
| 総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに | 1円23銭3厘 |

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 契約電力1キロワット1日につき | 1円29銭6厘 |
|-----------------|---------|

ニ 農事用電力 B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 契約電力1キロワット1日につき | 2円33銭2厘 |
|-----------------|---------|

ホ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

|        |          |
|--------|----------|
| 1契約につき | 19円69銭0厘 |
|--------|----------|

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

|            |             |       |
|------------|-------------|-------|
| 1キロワット時につき | 低圧で供給を受ける場合 | 19銭7厘 |
|            | 高圧で供給を受ける場合 | 18銭3厘 |

### 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。